

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和2年6月17日（水曜日）

場所：委員会室

開 会 14時49分 ～ 閉 会 15時56分

委員会に付した事件

令和2年6月17日開会令和2年第4回阿武町議会定例会より付託された案件
の審議

出席委員

委員長	7番	市	原	旭
副委員長	6番	伊	藤	敬久
委員	1番	池	田	倫拓
〃	3番	清	水	教昭
〃	4番	田	中	敏雄
〃	5番	中	野	祥太郎
議長		末	若	憲二

欠席委員 なし

欠 員 1名

出席説明者

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	俣	野	有	紀
書記	矢	次	信	夫

審議の経過（要点記録）

開会 14時49分

○委員長（市原 旭） 議会の定例会としては3月以来という事になりますけども、臨時会が2回ほどございました。新型コロナウイルス対策につきましては、阿武町でも急務でありますし、それに対応すべく係わって参りました。とはいえ定例会ではありますけども、また、コロナウイルス対応といった内容が大変多いようにも思います。今後は、いかにこの新型コロナウイルスとつきあいながら、生活の基盤となる経済を回し、教育や文化、スポーツといった人間らしい文化的生活を維持していくかという事になろうかというふうに思います。互いに一日も早く平和な日々が過ごせますように願いながら町民に対し方向性を示しながら、ねだる事なく責任のある慎重なる審議の程よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、着座にて進行させていただきます。

本日の出席議員は6名です。審議に入ります前に、町長ご挨拶いただけますか。

（町長、「もういいです。」と回答あり。）

○委員長 いいですか。議長からもこらえてくれと言われております。

それでは、ここで議事録署名委員の指名をさせていただきます。今回は、4番田中敏雄委員、5番中野祥太郎委員をお願いいたします。

それでは、特別委員会の審議に入ります。

議案第1号から参ります。これは、阿武町固定資産評価審査委員会条例の第6条書面審査及び第10条手数料の額等について、いずれも行政手続き等における通信情報の技術の利用に関する法律の一部改正に合わせて、条文の法律名等に係わる改正を行うものという事で説明がございました。それでは質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、議案第1号、阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第2号に移ります。これは、学校薬剤師の報酬を萩市と同様に年間56,000円から12万円に引き上げるための改正という説明でございました。それでは質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

○6番 伊藤敬久 説明で、萩市に合わせるという事で分かるが、じゃあそれまでの56,000円というのはどういう基準で計算されていたものか。

○教育委員会事務局長 かなりずっと以前からこの金額で、ほぼ多分今回が分かりませんがここ数十年で初めての変更になったのではないかと思います。実際、56,000円がどういうふうに計算されたかは分かりませんが、今まで薬剤師は、町内の方がいらっしやいまして、それがずっとされていた経緯がありますが、ここ数年前から、萩市薬剤師会から派遣されるようになりまして、薬剤師会から萩市と同額にしてほしいという話を今回聞きまして、補正をさせているところでありまして、実際56,000円の算定根拠は不明です。今までは町内の方が薬剤師でいらしたので、町内から町内の学校に行かれていたのが、今は、萩の薬剤師の方が阿武町の方に来られるし福賀にも行かれるので、そういったところでちょっと増額したい、金額を萩市と合わせたいという事です。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第2号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第3号に移ります。これは、新型コロナウイルス感染症に感

染した事、又は感染が疑われる症状が現れた事により療養し、労務に復する事ができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するために山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正される事に伴い、第2条町において行う事務について、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものという説明がありました。それでは、質疑をお受けいたしますが質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第3号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第4号に参ります。先ほどの第3号と同じような内容でございます。阿武町国民健康保険条例の一部を改正するものと説明がございました。それでは、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第4号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

それでは、続きまして議案第5号に参ります。これより補正予算関連の審議となります。執行部の方から何か捕捉の説明資料とかあるようですが。よろしいですか。はい。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 先ほど紙をお配りさせていただいたんですが、冒頭の町

長の挨拶にもありましたし、補正予算の方で予算書15ページの企画総務費の委託料に光ファイバー整備事業基本設計業務委託料500万円と計上させていただいておりますので、この事について説明させていただきたいと思います。

(まちづくり推進課長、別紙「高度無線環境整備推進事業」により説明。)

○町長 捕捉で、ここでこれに変わる何かと言ったら、通信と放送と2つある。今の話は通信の話なんで、2つ合わせて今萩テレビが運用していますが、ここでは3%の負担、これはあくまで通信の話であり、合わせるとそんなに甘いものではないという事になるわけで、通信と放送、要するにテレビとインターネットをどう組み合わせるか、やれば全戸に光ファイバーをやりたいと思いますが、負担の問題は全部が3%で済むならすぐにでも手を上げるが、放送の方、テレビの話はこの話ではないのでそこが問題ですが、いずれにしても、どの程度の経費がかかるのか、それからよく言う冗長化する、いわゆる二段監視と言いますが、一方の線が切れてももう一つの線でカバーする冗長化というのがあるので、そういった事も含めてどこまでそれが、例えば除ける事ができるのか、色々な今から研究してみないと乗れるか乗れないか分からないので、そこを委託料で組んでいる500万円の中で研究してみるという感じです。ですから、いずれにしても今からの世の中こういう方向に向かっているし、5Gといっても電波で流れるドコモとかがやる5Gというのは、大変通信距離が短く600mくらいしか届かない、その代わり何テラという時限の違う通信量がありますけど、電波の届く距離が短いので、田舎になると半径600mというのは中心部ならいいけどちょっと離れたら何軒もない状況で、大手の通信業者は将来にわたっても新設しないと思われる中、今ローカル5Gというのがありまして、ローカルの事業者が小さい範囲内でやっていく5G、でもその電波を飛ばす所までは光回線でいかないと、要するに有線でいかなければいけない。ですから、今からの世の中5Gの世の中になる中、その恩恵に浴そうと思えば、どうしても光ファイバー網の整備が必要ですよとい

う事になるので、その時に通信と放送の棲み分けの問題があつて補助金の差の問題があるから、まずはここにどういうふうな感じの回線網が構築できるのか、どういふのが一番安上がりなのかしつかり研究したいというのが500万円なのです。

○委員長 事業の説明がありましたがいかがですか。はい、清水委員。

○3番 清水教昭 お聞きしたいのは、例えば分かりやすく言った場合、2時間の映画をダウンロードするのに4Gでは5分かかかる。これが5Gだったらどのくらいかかるのか。

○まちづくり推進課長 ちょっと勉強不足で、お答えできません。早いという事は聞いておりますが正確な時間は把握しておりません。

○3番 清水教昭 3秒です。5分かかっていたのが5Gになると3秒でシュッといく。という事は、テレビの放送で欧州のニュースキャスターとか韓国とかアメリカとやりとりをしているが、日本から問いを投げかけたらしばらく経ってから返事する。それだけ今はロスが発生している。それが無くなります。もっと分かりやすく言えば、トラックで荷物を輸送するのと飛行機で輸送するのとの違いくらい大容量とスピードがあるという事。ぜひ、その辺の説明を工夫していただきたい。もう一つ、大容量を使った時に人体の回りにそれだけのファクター（電磁波）がかかる。その被害について正式に告知がされていない。だから、これを阿武町としてどう考えるか、研究の上ぜひ分かれば報告をしてほしい。

○4番 田中敏雄 ざっくりどのくらいかかるか。今から500万円で基本設計をされると聞いたが、だいたい総額がどのくらいになるのか。

○まちづくり推進課長 昨年、萩テレビにケーブルから譲渡されて、大井社長が町長の所に挨拶に来られた時に、そういう話になりまして、先ほど町長は冗長化の話もされましたがそれも含めてだいたい10億円くらいだろうという話でした。今こういう事業が出てきて、この前萩テレビに伺って話をする中で、現実論として7億円くらいかなというスケール感であります。その上で、通信と放送の部分

がまだ按分してみないと分かりません。

○4番 田中敏雄 最近、人から光ファイバーはまだ使えないのか、ぜひ使わせてほしいと聞いたが、町長の話にもあったが本当にこれを使い切る人は光ファイバーが必要だというのを実感する。具体的に言うとはよく分かる。ぜひ進めてほしい。

○委員長 それでは、今、高度無線環境整備推進事業につきまして説明がありましたが、他に資料とかはありますか。よろしいですか。では、とりあえず議案第5号の補正予算の審議につきまして、まず歳出の方から参りたいと思います。ページが12ページから。1款議会費からページを追いながら進めていきたいと思えます。1款議会費から2款総務費と続いて参ります。よろしいですか。では、14ページ、15ページ、よろしいでしょうか。

○6番 伊藤敬久 15ページ、まちの縁側事業で設計業務の業務量が増えたというのは、どこの部分がどのくらい増えたのか。

○まちづくり推進課長 敷地造成（キャンプ場の部分）の中に色々水路を入れたり沿路とって道路を入れたりします。一方でビジターセンターは基本的には建物という事でありまして。色々ありますが、まず一つ開発許可というところで県の許可ですが、当初キャンプ場という事で県の担当と話をしていましたが、開発許可はいらぬという事でありましたが、詳細に話をする中で、1ヘクタール以上で50cm以上の土を切り盛りする場合は開発許可が必要という事で、その手続きに合わせて図面等の作成が必要になる事でありまして。それと、国との境界立会もありますけど、一番大きいところは、建築の方で土を盛った上で後道を入れたり設計等考えていましたが、できるだけ二度手間を省きたい、経費を削減していきたいという中で、水路とか道については、造成の方で設計し施行した方が良からぬという事でその移し替えがありましたので、350万円ばかり積算でありますけどこのたび増額補正をさせていただいたところですよ。

○委員長 伊藤委員よろしいですか。他にありますでしょうか。続いて16、17ページ、はい。田中委員。

○4番 田中敏雄 17ページ、説明があったかもしれないが、障害者福祉施設建設事業の150万円はどういう施設を建てるのか。

○健康福祉課長 これは、昨年度議員の皆様に対し説明しておりますE G Fの障害者の福祉施設でありましたけども、その用地の測量という事ですが、ちょっと場所を、最初ご説明した場所と変更する事になりまして、また、これにつきましては23日にご説明させていただく予定ですが、用地が変更になりまして、その候補となっている用地について、ちゃんと測量しない事には次の段階に進めませんので、新しい候補地の用地の測量業務を委託するという事です。施設については、当初予定のものと同じもので変更はありません。

○4番 田中敏雄 分かった。なぜそれを言うかという、E G Fがそこに施設を建てる、それを、町民が今度はここに建てるのではないかと我々に後から入ってきた時に、我々は立場がない。議会は何をしているのかと。やはり、そこには、そういう形に変更なら、例えば前回ここにこういうふうに住ようと考えていたが色々な事情で変更になったという事であれば、事前に町民から知っているかと問われる前に、議員は色々な情報を知っておきたいというのがある。だから、ぜひこの施設だけでなく色々計画を上げるけどうまくいかなかった時に、それが変更になる時は事前に知らせてほしいという思いがすごくある。23日にはどこに住てるか分かるが、なかなか、今町民の皆さんは施設とか物事には関心があり、私もそれは知らないとは言えないので多分答えると思うが、ぜひそういうところがないようにお願いします。

○委員長 ぜひよろしく申し上げます。

○3番 清水教昭 この件につきましては、議運で最終日の全協の席できちんといきさつをもう少し詳細に説明があるという事でいいね。

○健康福祉課長 そういう事です。

○委員長 他にありますか。よろしいでしょうか。次のページに参ります。18、19ページ、よろしいですか。20、21ページ、はい、田中委員。

○4番 田中敏雄 東イラオ山線復旧工事費60万円があるが、上がってみたらしゃくなげがよく咲いていたが、あれはいつ頃完成か。

○農林水産課長 災害復旧のあの箇所ですね。今回、補正をお願いしております60万円の追加を承認いただきましたら入札の手続きをいたしますので、できるだけ早い内に発注はしたいのですが、9月、10月の完成を目指しております。

○4番 田中敏雄 もう1点、その下の委託料の宇生賀中央の山腹工事1,188万円は、場所はどこでどういう形で工事をやる予定か。

○土木建築課長 集落は宇生賀中央で旧上万地区の岡十郎さんと木村武和さん宅の裏山になります。それと今決定ではないですが、一応、簡易吹付法砕工というものを想定しております。

○4番 田中敏雄 これは個人負担がいるよね。

○土木建築課長 います。

○委員長 他にございますか。よろしいですか。はい、田中委員。

○4番 田中敏雄 一番下の漁業経営構造改善事業補助金、課長の説明ではだいたい事業費が確定して大きくなったという事で増えたとあったが、これは事業主体がどこで、総額はどれくらいの事業になるのか。

○農林水産課長 事業主体は(株)宇田郷定置網であります。で、総額は当初予定していたものよりも備品等が相当増えて参りまして、最終的には魚の残渣まで処理できるような形までを目指しておられまして、概ね9,000万円となります。

○4番 田中敏雄 どこに建てるのか。

○農林水産課長 昔の宇田の港の中の荷捌所がありますが、あれと国道側といますか西側にアワビの養殖施設がありましたが、その間の所になります。

○4番 田中敏雄 今の施設を使わずに新しい施設を建てるという事か。

○農林水産課長 そうです。

○委員長 他に皆さんから、よろしいですか。では、22、23ページ、よろしいですか。24、25ページ、よろしいですか。では、26、27ページになります。それでは特にないようですので、歳出につきましては置きます。歳入の方、或いは5ページの地方債も合わせて一括でいきたいと思えます。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第3回)は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第6号の審議に入ります。国民健康保険事業(事業勘定)となります。歳出歳入一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第6号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第7号の審議に入ります。国民健康保険事業(直診勘定)でございます。先ほどと同じように歳出歳入一括で質疑をお受けします。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第7号、令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第8号の審議に入ります。介護保険事業でございます。それでは先ほどと同じように歳出歳入一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第8号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第9号の審議に入ります。簡易水道事業でございます。先ほどと同じように歳出歳入一括で質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第9号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

以上で、本日の委員会に付託されました議案第1号から議案第9号までの9件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他の項目ですが、前もって聞いてはおりませんが、どなたかごさいませんでしょうか。はい、伊藤委員。

○6番 伊藤敬久 町長に1つお聞きしたいが、臨時議会が今回2回あったが、臨時議会は招集権が町長の専権であるという事で、急を要する案件があれば何回やっても良いというふうに書いてあるが、5月の時には急ぐという事がよく分かったが、6月の臨時議会に出されたものは、大方定例会に出しても遅くはないのではないかという案件もあったように見受けるので、臨時会を6月にやったら定例会までが近いと思うが、そういう意味で臨時議会のあり方について町長はどう考えておられるかお聞きしたい。

○町長 まあ5月にやってですね、コロナ対策なのでコロナがあるからやるわけですけど、今議会にかけて実際に議決されるのは最終日ですよ。それから申請していくと結局1ヶ月遅れるわけですよ。新たな第2弾が。その中で第2弾18本のうち、特に関係のあるのが6本であったと思いますけど、そこは、思いの問題だと思います。思いとは、いかに緊急性があるというふうに解釈するのか、後でもいいじゃないかと解釈するかだと思いますが、私は、今一刻を争う、一刻も早く対策をしたい、そして直接的な対策もあるしその次のV字回復もある。1ヶ月先なのか、1ヶ月前かどうんと違う。お金を必要とする人もいる。ならば一刻も早くしたい。でも5月の時にはそれが見えなかった。見えなかったというのは国の交付金を決定したのもその絡み、2回目ですから。そこへの思いは直接私どもは直接業者の方と接触がある、そうすると今が大変だという方がたくさんいらっしゃる。そのお金の1ヶ月の重みというのはひしひしと感じている。ですから、その1ヶ月を待つのか、前にやるのかは思いの問題。私は一刻も早くしないといけないと思うからそういうふうにさせていただきました。実質的には1ヶ月違うんです。ちなみに、今でこそ1年間ない時には本当に4回しか議会がないような、要するに定例会しかないようなのが普通みたいに皆さん思われていらっしゃるけ

ど、以前はうんとこんなものではなかったですよ。年間8回も9回もやる事があったり、ですから少ないのが当たり前とってらっしゃるけどそんなものではなくて、やっぱりやるべき時には、タイムリーにやる時には申し訳ないけども何回もやらせていただく事がありますし、また、もちろんルールが今最短で3日前かいね、3日前には通常の定例会については、中身については皆さんにお知らせする必要はないというふうになっているので、いつやりますよとやっていますけど、臨時議会については内容についてお知らせしなければならない、要するに議案を書いて出さなければいけないというルールがありますので、それも、今短縮されて3日あればいいという事になっていますので、大変急遽のお願いをしたりする事もありますけど、町長がどうしても緊急性があるんだと判断したんだなと思っていただいて、ぜひご協力をお願いできたらというふうに思います。そう乱発したくてしているわけではないのでご協力をお願いします。

○6番 伊藤敬久 開くのがいけんというわけではなく、ちょっとの考え方を聞きたかっただけ。それともう1点いいか。自治会長集会在4月に行われまして、あの時に、町への要望は自治会ごとに5件順番を付けて提出してくださいと言われてたと思うが、それが統合自治会も一般の単独の自治会も一緒にひっくるめて5件という事で自治会長が聞いて帰っている。それが、宇田中央は5集落が一緒なので、1自治会5件だと元の集落で言えば1集落1件で、統合していない自治会は5件出してもいいという事になり、その辺は調整をしないと、これは出せないから自治会の役員会をするのに大変だがどうしようかとみんな悩む。それは、決まったんならしょうがないと言うから、自治会統合をした所としない所との差は決められているのか、統合した自治会が非常に困っているがその辺はどうなのか。まあやるのは町が全部出てきたものは解決してあげるという事にならないと、順番を付けてやるのだからいくらたくさん上げたって1つか2つしかやりませんよというのならそれだけの事だが、出す方としたら、片や統合しない所は5件、

統合して一緒になっても5件というのは不公平感が出て困っている。その辺はどうか。

○副町長 宇田郷地区については、今までも特に土木建築関係、道路、河川について毎年出しておられます。今言われる事はよく分かります。とりあえず優先順位をつけていただいて、後はまたどうしてもという事であれば追記してもらってもいいかと思います。

○6番 伊藤敬久 だから、その辺の細かいところを統合したところはこうしてくださいと説明すると納得するが、あの通りこれですよと言われるとみんな戸惑う。

○副町長 特に宇田中央は大所帯ですから、まあ優先順位を付けたものを出していただいたらと思います。

○町長 実際問題、5つ出てきて大きくても小さくてもどれをやるかは、どこも自分の所が1番、うちが一番困っていると言われるけど、それを全部やりよつたらとてもじゃないけどやれません。自分は1番だと思っているけど、実際にはよそに比べたらはあつというのもあります。そこはもうこちらの方で見ていくしかないと思います。ですから、例えば今まで宇田でも一杯出てきましたが、それを全部できるわけでもないし、その中で現実性のあるものを現場を見てからやっていきますから、それはあくまでも全体としての希望ですから、緊急性のあるものというのは別途どういうルートでもいいので言ってもらったら、それは当然対応しなければならないし対応します。後は、改良・改善については、なかなかすぐにそれに対応できるかというのは難しい問題でありますし、色々な会話の仕方もあるというふうに、例えば町道なら町道としてやるのもあるし、今の交付金の対象となる集落再生交付金としてやるのもあるし、また、労力軽減事業がありますが、ああいったものでやる事もあるかと思いますが、とりあえず5つという事で優先順位を出して、多分、宇田中央で5件出てきても現実問題として5つやっ

ていないですよ。

○6番 伊藤敬久 その辺は分かる。要望が全てできるとは思っていないし、よく分かる。分かっているけどああいう対応で小さい集落で統合していない所も統合した所も件数は同じしか出してはいけんよと言われるから、そういう事を聞くと大変だと思う。ちょっとフォローしてくれると自治会長も助かる。

○委員長 双方言われる事はよく分かります。

○副町長 ただ、皆さんの前で統合したとかしないとかなかなか分けにくいものがありますので、ひとまず優先順位を付けていただいて、どうしてもという事があれば個別に出していただけたらと思います。

○委員長 他に、はい、清水議員。

○3番 清水教昭 もう行財政は終わったからいいよね。今伊藤さんがおっしゃったが、ちょうどその時他の議題も上がり、それはクリーンアップ作戦で、これが7月12日にやる事になっているけど、私の所で言えば今ボランティアの会長をやっているが、早い話終息するまでやめようと言っている。危ないから。とにかく草刈にしても全て。JR宇田郷駅、ひだまりの里の草刈等もやめようと、どこで移るかわからんから。そして暑いしどんどん高齢化が進んでいるからやめよう。とてもじゃないけどマスクをしてまで草刈は当然できない。草を集めるのも大変で、ましてや高齢者の方々は息があがってボランティアはマスクをして作業をするのはやめると言われ、はいやめましょうとなった。だけど、クリーンアップ作戦はやると案内があった。じゃあマスクとかそのところのガイドはどうなるのか。マスクはしないといけないのか。

○健康福祉課長 議員がおっしゃるとおりマスクをして作業をするというのは、時期的なものもあり熱中症の危険が高いという事で、こちらも懸念しており、屋外での作業は人と人の距離を空けていただいて、その作業の時はマスクを外していただいてという事で、一応そういう作業の時のコロナウイルスの感染予防、

そして熱中症の予防についてのチラシを、クリーンアップに係わらず色々な作業を予定されている所もありますので、そういうチラシを全世帯に配布して作業上の注意という事で流していただく事にしてしておりますが、基本的に、よく言われるのが2m離れて、実際には測りませんが、離れて作業をされる分にはマスクを外していただくという事で、水分補給もしっかりしていただくという中で、クリーンアップも、町としてやりますけど、判断については各自治会なりボランティア団体なりのご判断でしていただいたらよろしいので、という基本的はスタンスにしております。

○3番 清水教昭 自治会長の判断と言ったって、自治会長がそれだけ英断をもっておやりになればいいけど、やっぱり恐いんだ。上からトップダウンで話がきたらうちだけがやらないというわけにはいかない、やろうとこうなる。だけど、英断をされる所があれば、この暑い時になぜしないといけないのか、もっと涼しくなって農繁期が終わってやればいいじゃないかという意見も出る。だから時期の問題もあるし、じゃあマスクは離れてやったらいいよとは言うものの、リスクがあるから皆さんマスクは持ってくる。そして、草刈作業をするといったらもう草刈り機を持っている人が決まっている。そして、なおかつ健常者、ばりばり元気な人ね、だんだん高齢化してもう75歳を過ぎて80歳に手が届くようになると、はじめは5年前くらいはやっていたけど、もう引いていく。どんどんできないというのが現実面として、ああ腰が痛い、肩が痛い、手が痛いといってまあ痛いと言ったら、もう強要する事はできないから、だから早い話、宇田浦なんかはほとんど決まっている。だけど、やらなければいけないエリアがものすごい量があるから、正直なところ本当、終わったら皆さんベタッと座っていますよ。えらくて。立ち上がれない。中には集まったご婦人とかお年寄りがえらいの～、いつまで続けるのか、もう次回からは出たくないという陰口が出るんですね。陰口が出るのなら手を上げて自治会長に言えばいいんだけど、やっぱ今度は、自治

会長の前でそれを言う、発言する力というのか勇氣というのかそれがやっぱない。それを私はずっと見ている。じゃあ清水が代わりに言ってやればいいじゃないかという事があるが、私が言うと逆にバッシングを食らいますから様子見しているんですけど、やはりそれは、やる時期の問題とか色々なものを加味して、今回はコロナウイルスちゃんがあるから、これがなかったらまだ良い。また、それにコロナが上に乗ってきちゃったから、非常にまたよろしくない。なおかつくそ暑い時に、例えばやり出してかんかんに照り始めて10時、11時といたらもうみんなへばるわけです。

○町長 事前に、再度ペーパーを出して注意報を出していく事になっているので、それは皆さん注意していただいて、やる上での注意事項は、書いたものを作りますからそれを利用していただきたい。それで、今申しますように、強制ではないので、今まででも、例えば台風がきた時にも、やる所とやらない所がありました。今までも色々な事情があつて。それはもう正に、じゃあ役場が指示してくれ、そこまで子どもじゃあるまいし、それは現実問題として、それぞれの場所場所で自分たちの状況に応じてやはり判断して年寄りが多ければ、ちょっとこのたびは止めようという事であれば、それはそれで良いわけであつて、しっかり自分たちで判断していただいて、人員構成もあるでしょうし、仕事量もあるでしょうから、そこは役場がいちいちあなたはここをやったらいよいよとかやらん方がいよいよとかできもしませんから、それぞれ自治会は自治会としての判断をしていただいて、事故のないような判断をしていただければいいと思います。それで、うちとしては、やられる所については今まで通りの協力体制を組んでいきますし、で、チラシ等も既に用意しておりますので、これを配っていただいて、今度集まっていたく時には今の注意事項として、通常の草刈とかの場合は一定の距離があればマスクを外してやられて結構ですよと、ただ、集まる時にはやってくださいねとか、そういう事は書いて出すので、それからやるやらないの判断であつたり、どこの

範囲をやる、今回はここまでにしようとか、色々あると思います。そこは工夫していただいて、所所に合ったような人員構成に合ったような仕事量に合ったようなやり方でやっていただければそれでいいんじゃないですかね。それを全部指示してくれと言ったってそれはなかなかできもしないし、皆さんの思いと違う指示があっても困るでしょうから、それは皆さんが話し合っていて、自分たちの、働く人たちの力量に応じてやっていただけたらいいんじゃないかと思います。

○3番 清水教昭 町長はそう言うふうにお考えですね。間違いないです。その通りです。健康福祉課長がおっしゃった、その通りです。だから、私はね、自治会の総会の時に私手を上げたんです。質問させてくれと。自治会長と大げんかしました。今回クリーンアップ作戦をやりますよとおっしゃったから、じゃあ去年やった時に倒れた方がいらっしゃるが、じゃあ倒れたからあなたはきちんと倒れたという事を阿武町の総務課に報告しましたかと俺は言った。報告していないんです。そしてなおかつじゃあ今年そういう状況が去年あったならば今年はどうするんですか、答弁できないんです。

○町長 それは、そこで話してください。もうここで話してもどうしようもない事だから。

○市原委員長 清水さん、申し訳ないけど、内部の自治会の話なので自治会でしっかり話し合ってもらって、ここで何を言ったところで、どうせそこに届かないわけですから、申し訳ないですが。

○3番 清水教昭 ちょっと待って委員長。それは分かっている。そういう清水委員が言いよる事を抑えたらいかんよ。委員長の権限で。それを分かってまた深く追求はしていないんだから。一応町長に確認しただけだから。あなたが、もうこうしてください、と言うのはナンセンスです。

○町長 まあ清水さん、分かりましたから、とにかく所所の実情に応じて人員構成に応じて仕事量に応じて事故のないように、それは自分たちで考えてやってく

ださい。

○3番 清水教昭 おっしゃるとおりです。そのようにします。

○市原委員長 お願いします。他にありますか。

無いようであれば、これで予定していた定刻より以前にスムーズに進行ができました。以上をもちまして行財政改革等特別委員会を閉会いたします。お疲れで
ございます。

閉会 15時56分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長

阿武町行財政改革等特別委員会委員

阿武町行財政改革等特別委員会委員

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 市 原 旭

阿武町行財政改革等特別委員会委員 田 中 敏 雄

阿武町行財政改革等特別委員会委員 中 野 祥 太 郎